

EU 議長国キプロス、「欧州単一特許ゴールに近づく」と報じる

2012 年 11 月 22 日

JETRO デュッセルドルフ事務所

EU 議長国キプロスは、11 月 20 日、同国の EU 議長国ウェブサイトにおいて、欧州単一特許（以下「単一特許」）に関する交渉の進展状況について「単一特許がゴールに近づいた（Unitary patent closer to the finishing line）」と題するプレスリリースを行った。これによると、単一特許規則案第 6～8 条を削除することについて、欧州議会の法務委員会の同意が得られ、来月にも正式な承認が得られる見込みが高まった。

同プレスリリースによれば、11 月 19 日にブラッセルにおいて、イタリアとスペインを除く 25 か国からなる「強化された協力（the enhanced cooperation）」に参加する EU 加盟国間で、単一特許とそれを取り扱う統一特許裁判所の法的枠組みのパッケージについて、EU 理事会（Council of European Union）の常駐代表委員会（Coreper I）の会合にて全会一致で合意したと伝えた。また、同日夕刻にストラスブールで開催された欧州議会の法務委員会（JURI）の臨時会合では、EU 理事会の常駐代表委員会で合意された本提案に対し、欧州議会議員から圧倒的な支持が表明されたと伝えた。これらの前向きな進展を踏まえ、初めての欧州単一特許が 2014 年の早い段階で導入されるかもしれないという楽観論が広まったとした。

同プレスリリースは、単一特許に関する本パッケージの交渉の経緯について、6 月の欧州理事会（European Council）の決定において、単一特許を取り扱うことが予定されている統一特許裁判所の設置場所を、パリを中央部（Central Division）としつつもロンドンとミュンヘンを中央部の支部とする妥協を成立させるために、直接侵害、間接侵害、効力の制限を定義する単一特許規則案第 6～8 条を削除する要請が盛り込まれていたことに言及した。その上で、EU 議長国キプロスの課題は、EU 運営条約（TFEU）第 118 条によって欧州議会との共同立法者として規定された EU 理事会への信頼を取り戻し、本パッケージについて、EU 法に適合し、法的に健全で堅実なテキストの体裁を維持するような妥協を成立させることであると宣言した。

同プレスリリースによれば、本パッケージの妥協案は、新たな条項として、特許保護が適用されることになる行為を第三者が行うことを防止する（prevent）権利の特許保有者に認める旨規定する単一特許規則案第 5 条を追加することによって、加盟国域内を通じて特許保護を確実にすることを含むとされている。同時に、特許の判例法の均一化を図るべく、単一特許規則案第 6～8 条を削除し、これを、本パッケージの一部をなす統一特許裁判所協定案に組み入れることも含むと報じられている。

欧州議会の法務委員会の上記臨時総会での報告者（rapporteur）は、本合意に支持を表

明するとともに、欧州議会と EU 理事会とを共同立法者とすることを規定する TFEU 第 118 条との整合性に関し、欧州議会側から見て超えてはならない一線が守られたとコメントしたと、同プレスリリースは報じた。また、バルニエ欧州委員（域内市場・サービス担当）もこの妥協が成立したことを支持するとし、35 年間の交渉がついに幕を閉じようとしていると強調したと伝えた。

本合意の意義について、同プレスリリースは、EU のイノベーション産業の国際競争力を強化するとともに、特に現下の経済危機において欧州経済を支える決定的な役割を果たし得る、欧州レベルの法的文書を成立させる能力を誇示したいという、加盟国共通の願いに基づくものであるとし、本パッケージが採択されることによって、より安価で簡素な、EU 加盟国共通の単一特許が導入されることになるであろうとの見解を示している。また、この新しい制度を、特に域内の中小企業に、より効率的な特許保護を保証するものとして評価している。

なお、同プレスリリースは、欧州議会の法務委員会議長からの情報として、欧州議会は正式承認に向かう前に当該パッケージの最終テキストをチェックする必要がある、本合意については、12 月 10 日に開催される競争担当相理事会において採択されなければならないため、欧州議会は、政治団体からの何らかの修正を経て、12 月の公式会合においてこれら規則案・協定案について投票を行うことになるかもしれないと伝えている。

— キプロスの EU 議長国ウェブサイトのプレスリリースは、以下参照 —

[Press Release - Unitary patent closer to the finishing line](#)

— 欧州単一効特許及び統一特許裁判所に関する欧州知的財産ニュースの特集記事は、以下参照 —

[欧州単一効特許と統一裁判所の創設へ向けた議論の現状と今後の展望 \(2012 年 9 月 6 日\) \(PDF\)](#)

— 2012 年 6 月の欧州理事会決定に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[欧州理事会、統一特許裁判所の中央部をパリに設置することに合意\(2012年6月30日\) \(PDF\)](#)

— 単一特許規則案については、以下参照 —

[欧州知的財産ニュース「EU 競争担当相理事会、欧州単一効特許関連 2 規則案について承認」\(2011 年 6 月 27 日\) \(PDF\)](#)

[欧州知的財産ニュース「欧州委員会、単一特許制度の創設に関する 2 つの規則案を公表」\(2011 年 4 月 17 日\) \(PDF\)](#)

(以上)